

○松山大学学則

昭和37年4月1日

制定

改正 昭和41年4月1日

昭和43年4月1日

昭和44年4月1日

昭和46年4月1日

昭和47年4月1日

昭和48年4月1日

昭和49年4月1日

昭和49年10月1日

昭和50年4月1日

昭和51年4月1日

昭和52年4月1日

昭和53年4月1日

昭和54年4月1日

昭和55年4月1日

昭和56年4月1日

昭和57年4月1日

昭和58年4月1日

昭和59年4月1日

昭和60年4月1日

昭和61年4月1日

昭和62年4月1日

昭和63年4月1日

平成元年4月1日

平成2年4月1日

平成3年4月1日

平成4年4月1日

平成5年4月1日

平成6年4月1日

平成7年4月1日

平成8年4月1日

平成9年4月1日

平成10年4月1日
平成11年4月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成14年4月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成18年4月1日
平成18年7月13日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成21年4月1日
平成22年4月1日

2011（平成23）年3月10日
2011（平成23）年3月17日
2012（平成24）年3月23日
2013（平成25）年3月21日
2015（平成27）年3月13日
2016（平成28）年3月30日
2017（平成29）年2月17日
2017（平成29）年12月21日
2019（平成31）年2月7日
2019（令和元）年7月2日
2020（令和2）年4月30日
2020（令和2）年12月10日
2022（令和4）年2月21日
2022（令和4）年5月27日
2023（令和5）年12月20日
2024（令和6）年12月20日

第1章 総則

第1条 本学は、経済、経営、人文、法律、薬学及び情報を中心とする諸科学の総合的専門的研究及び教授を行うことを目的とし、学識深く教養高き人材を養成して広く社会の発展に寄与することを使命とする。

第1条の2 第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検及び評価に関する規程並びにファカルティ・ディベロップメントに関する規程は別に定める。

第2条 本学に経済学部、経営学部、人文学部、法学部、薬学部及び情報学部を置く。

2 経済学部には経済学科を、経営学部には経営学科を、人文学部に英語英米文学科と社会学科を、法学部に法学科を、薬学部には医療薬学科を、及び情報学部には情報学科を、それぞれ置く。

3 各学部又は各学科における教育目的及び教育目標については、別に定める。

第3条 本学に大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。

第2章 授業科目及び単位数

第4条 授業科目を分けて、教養教育科目、言語文化科目、健康文化科目、基礎教育科目、専門教育科目、学部科目、自由選択科目、教職科目、教職に関する科目、司書に関する科目及び司書教諭に関する科目とする。

2 各学部における授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目の三種とする。なお、自由選択科目、教職に関する科目、司書に関する科目及び司書教諭に関する科目は、卒業単位には算入しない。

3 各学部における授業科目とその単位数は、別表(1)のとおりとする。

4 教職に関する科目とその単位数は、別表(2)のとおりとする。

5 司書に関する科目とその単位数は、別表(3)のとおりとする。

6 司書教諭に関する科目とその単位数は、別表(4)のとおりとする。

第5条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、教室内における1時間の授業に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第6条 前条に規定する授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第3章 履修方法、単位の認定、課程修了及び学士号

第7条 各学部の授業科目は、教授会の定める教育課程に従い、各年次に配当する。

2 学生は、所属する学部学科の定める細則及び履修規程に従い、以下の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

<経済学部経済学科>

(1) 教養教育科目

人文科学，社会科学，自然科学の各関係より各4単位，人文科学，社会科学，自然科学のいずれかより4単位及び総合関係より2単位（「ITスキルズ」は必修） 18単位以上
キャリア教育関係

(2) 言語文化科目

言語文化基礎科目（日本語は外国人留学生のみ履修可能とする）

英語6単位，他の1言語より4単位 10単位以上

外国人留学生は日本語4単位，他の1言語より4単位 8単位以上

言語文化応用科目（応用日本語は外国人留学生のみ履修可能とする）

言語文化応用科目又は必修科目を除く2年次配当言語文化基礎科目より2単位，及び言語文化応用科目，言語文化講義科目又は2年次配当言語文化基礎科目より2単位 4単位以上

外国人留学生は応用日本語Ⅰ 2単位を必修とし，他に言語文化応用科目又は必修科目を除く2年次配当言語文化基礎科目より2単位，及び言語文化応用科目，言語文化講義科目又は2年次配当言語文化基礎科目より2単位 6単位以上

言語文化講義科目

(3) 健康文化科目

健康生活

スポーツ科学

健康文化演習

体育（教職）

(4) 経済学科目

専門基礎科目群 22単位以上

専門応用科目群

基礎理論系統 6単位以上

応用理論系統 6単位以上

政策系統 6単位以上

歴史系統 6単位以上

国際系統 6単位以上

統計系統 6単位以上

地域専門科目群

地域専門系統 6単位以上

計 78単位以上

(5) 関連科目 8単位以上

自由選択科目（卒業単位に含まない）

合 計 124単位以上

<経営学部経営学科>

(1) 教養教育科目

人文科学，社会科学，自然科学の各関係より各2単位及び総合関係より2単位（「ITスキルズ」は必修） 18単位以上

キャリア教育関係

(2) 言語文化科目

言語文化基礎科目（日本語は外国人留学生のみ履修可能とする）

英語6単位，他の1言語より4単位 10単位以上

外国人留学生は日本語4単位，他の1言語より4単位 8単位以上

言語文化応用科目（応用日本語は外国人留学生のみ履修可能とする）

言語文化応用科目又は必修科目を除く2年次配当言語文化基礎科目より2単位，及び言語文化応用科目，言語文化講義科目又は2年次配当言語文化基礎科目より2単位 4単位以上

外国人留学生は応用日本語Ⅰ 2単位を必修とし，他に言語文化応用科目又は必修科目を除く2年次配当言語文化基礎科目より2単位，及び言語文化応用科目，言語文化講義科目又は2年次配当言語文化基礎科目より2単位 6単位以上

言語文化講義科目

(3) 健康文化科目

健康生活

スポーツ科学

健康文化演習

体育（教職）

(4) 専門科目

共通必修科目26単位を含む90単位以上

自由選択科目（卒業単位に含まない）

合 計 132単位以上

<人文学部英語英米文学科>

(1) 教養教育科目

人文科学，社会科学，自然科学の各関係より各4単位，人文科学，社会科学，自然科学のいずれかより4単位及び総合関係より2単位（「ITスキルズ」は必修） 18単位以上

キャリア教育関係

(2) 言語文化科目

言語文化基礎科目（日本語は外国人留学生のみ履修可能とする） 1 言語 8 単位以上

言語文化応用科目（応用日本語は外国人留学生のみ履修可能とする）

言語文化講義科目

(3) 健康文化科目

健康生活

スポーツ科学

健康文化演習

体育（教職）

(4) 英語英米文学科専門科目

基礎教育科目 12単位

演習 12単位

学部共通科目

日本語演習 2 単位

専門教育科目

必修科目 22単位

主要選択科目 30単位以上

60単位以上

関連科目 8 単位以上

合 計 128単位以上

<人文学部社会学科>

(1) 教養教育科目

人文科学，社会科学の各関係より各 6 単位，自然科学関係より 4 単位及び総合関係より 2 単位（「ITスキルズ」は必修） 18単位以上

キャリア教育関係

(2) 言語文化科目

言語文化基礎科目（日本語は外国人留学生のみ履修可能とする）

英語 6 単位，他の 1 言語より 4 単位 10単位以上

外国人留学生は日本語 4 単位，他の 1 言語より 4 単位 8 単位以上

言語文化応用科目（応用日本語は外国人留学生のみ履修可能とする）

言語文化応用科目又は必修科目を除く 2 年次配当言語文化基礎科目より 2 単位，及び言語文化応用科目，言語文化講義科目又は 2 年次配当言語文化基礎科目より 2 単位 4 単位以上

外国人留学生は応用日本語Ⅰ 2単位を必修とし、他に言語文化応用科目又は必修科目を除く2年次配当言語文化基礎科目より2単位、及び言語文化応用科目、言語文化講義科目又は2年次配当言語文化基礎科目より2単位 6単位以上

言語文化講義科目

(3) 健康文化科目

健康生活

スポーツ科学

健康文化演習

体育（教職）

(4) 社会学科専門科目

演習科目・卒業論文 18単位

学部共通科目（人間・キャリア科目）

日本語演習 2単位

専門教育科目

社会学科目 52単位

62単位以上

関連科目 8単位以上

自由選択科目（卒業単位に含まない）

合 計 128単位以上

<法学部法学科>

(1) 教養教育科目

人文科学，社会科学，自然科学の各関係より各4単位及び人文科学，社会科学，自然科学のいずれかより4単位 16単位以上

総合関係

キャリア教育関係

(2) 言語文化科目

言語文化基礎科目（日本語は外国人留学生のみ履修可能とする）

英語6単位，他の1言語より4単位 10単位以上

外国人留学生は日本語4単位，他の1言語より4単位 8単位以上

言語文化応用科目（応用日本語は外国人留学生のみ履修可能とする）

言語文化応用科目又は必修科目を除く2年次配当言語文化基礎科目より2単位，及び言語文化応用科目，言語文化講義科目又は2年次配当言語文化基礎科目より2単位 4単位以上

外国人留学生は応用日本語Ⅰ 2単位を必修とし、他に言語文化応用科目又は必修科目を除く2年次配当言語文化基礎科目より2単位、及び言語文化応用科目、言語文化講義科目又は2年次配当言語文化基礎科目より2単位 6単位以上

言語文化講義科目

(3) 健康文化科目

健康生活

スポーツ科学

健康文化演習

体育（教職）

(4) 学部科目

演習 専門演習Ⅰ，Ⅱを含め 6単位以上

卒業論文

コース科目

コース共通必修12単位含め 36単位以上

学部科目

法政科目 64単位以上

関連科目

自由選択科目（卒業単位に含まない）

合 計 132単位以上

<薬学部医療薬学科>

(1) 教養教育科目

人文科学関係より2単位以上、社会科学関係より4単位以上及び総合関係より「ITスキルズ」を含み2単位以上 8単位以上

自然科学関係

キャリア教育関係

(2) 言語文化科目

言語文化基礎科目（日本語は外国人留学生のみ履修可能とする） 英語4単位

言語文化応用科目（応用日本語は外国人留学生のみ履修可能とする）

言語文化基礎科目のうち初習言語、言語文化応用科目又は言語文化講義科目より2単位以上

言語文化講義科目

(3) 健康文化科目

健康生活

スポーツ科学

健康文化演習

(4) 専門教育科目

導入科目 必修 6 単位

領域別科目 必修 101 単位

選択必修 4 単位以上

技能科目 必修 14 単位

総合科目 必修 42 単位

領域別科目（選択必修科目は含まない）及び総合科目 選択 5 単位以上

計 172 単位以上

合 計 186 単位以上

<情報学部情報学科>

(1) リベラルアーツ科目群

教養教育科目より人文科学分野，社会科学分野及び自然科学分野より各 2 単位以上，言語文化科目より 4 単位以上を含む 24 単位以上

(2) 一般教育科目群

(3) 専門科目群

演習科目 10 単位

共通専門科目，情報システム専門科目，

メディアデザイン専門科目 40 単位以上

(4) 社会実践科目群 10 単位以上

(5) 周辺科目群

(6) (2)から(5)までの各科目群の合計 92 単位以上

合 計 124 単位以上

第 8 条 所属する学部学科とは異なる学部学科が開講する授業科目の履修を希望する学生は，当該科目を開講する学部の学部長及び当該科目の担当教員の承認を得なければならない。

2 前項の規定により履修することができる科目は，合計で 12 単位を上限とする。

第 9 条 本学において所定の単位を修得した者は，教育職員免許状，司書の資格又は司書教諭の資格を取得することができる。各学部学科において取得できる免許状又は資格の種類は次のとおりである。

設置学部・学科	免許状又は資格の種類	免許教科
経済学部 経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		公民
	図書館司書	

	学校図書館司書教諭	
経営学部 経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業
	図書館司書	情報
	学校図書館司書教諭	
人文学部 英語英米文学科	中学校教諭一種免許状	英語
	高等学校教諭一種免許状	
	図書館司書	
	学校図書館司書教諭	
人文学部 社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		公民
	図書館司書	
	学校図書館司書教諭	
法学部 法学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		公民
	図書館司書	
	学校図書館司書教諭	
情報学部 情報学科	高等学校教諭一種免許状	情報
	図書館司書	
	学校図書館司書教諭	

2 教育職員免許状、司書の資格及び司書教諭の資格の取得に関する履修規程は、別に定める。

第10条 各授業科目の単位の認定は、当該科目の担当教員がこれを行う。

2 単位の認定は、単位認定規程による。

第10条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生を他の大学又は短期大学に派遣の上、授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が派遣先で修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

第10条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を上限とする。

第10条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合計で60単位を上限とする。

第10条の5 本学は、学生が本学に入学する前に本学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後に修得したものとみなすことができる。

第10条の6 学生が外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、所属する学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第26条に規定する修業年限及び在学期間に算入するものとする。

3 第10条の2第2項の規定は、本条第1項の規定により留学した場合に準用する。

第10条の7 本学は、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第6条に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。

第11条 経済学部、経営学部、人文学部、法学部及び情報学部においては4年以上、薬学部においては6年以上在学し、第7条第2項に規定する単位数を修得した者には、卒業を認める。

第12条 本学を卒業した者に対し、次のとおり学士の学位を授与する。

学部	学科	学位
経済学部	経済学科	学士（経済学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
人文学部	英語英米文学科	学士（英語英米文学）
	社会学科	学士（社会学）
法学部	法学科	学士（法学）
薬学部	医療薬学科	学士（薬学）
情報学部	情報学科	学士（情報学）

2 学位及びその授与等に関する事項については、松山大学学位規則の定めるところによるものとする。

第4章 入学、転部、転科、休学、退学、転学及び除籍

第13条 入学時期は毎年4月とする。

第14条 入学者の資格は次のとおりである。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第15条 入学の許否は、試験その他の方法によって決定する。

第16条 学校教育法による大学の学士号を有する者、又は本学を中途退学し再入学した者については、第26条第1項に規定する修業年限を経済学部、経営学部、人文学部、法学部及び情報学部においては3年以内、薬学部においては5年以内に短縮することができる。

第17条 収容定員を満たさない学部又は学科においては、他の大学の学生であった者、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者につき選考の上、編入学を許可することがある。

2 編入学の時期は4月又は9月とする

3 編入学生については、第10条の4第1項及び第2項並びに第10条の5の規定を準用するほか、本学に編入学する前の在学期間の全部又は一部を本学における在学期間として認定したうえで、その修業年限並びに編入学後に履修しなければならない授業科目及び単位数を定める。

第18条 本学への入学（再入学および編入学を含む。以下同じ）を志願する者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、「松山大学納付金規程」の定めるところにより、入学検定料を納入しなければならない。

第19条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、「松山大学納付金規程」の定めるところにより、所定の納付金を納入しなければならない。

第19条の2 入学試験に合格した者は、所定の方式に従って宣誓をし、かつ本学の承認する保証人を立てなければならない。

2 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たし得るものでなければならない。

3 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果し得ない場合には、新たな保証人を届け出な

ければならない。

第19条の3 前2条の手續を怠った者は、入学を許可しない。

第20条 収容定員を満たさない学部又は学科においては、選考の上、本学学生の転部又は転科を許可することがある。

第21条 病気その他やむを得ない事由によって3か月以上就学できない者は、前学期、後学期又は1年の休学を願い出ることができる。

2 特別の事情があるときは、前項の規定による休学期間の満了後、引き続き前学期、後学期又は1年の休学を願い出ることができる。

3 休学期間は、経済学部、経営学部、人文学部、法学部及び情報学部においては通算して2年、薬学部においては通算して3年を超えることができない。

4 休学期間は、第26条第1項に規定する修業年限及び同条第2項に規定する在学年限に算入しない。

第22条 休学の事由が消滅したことにより復学を希望する者については、願い出により復学を許可する。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

第23条 やむを得ない事由があると認められる者については、願い出により退学を許可する。

第24条 他の大学に転学しようとする者については、願い出により転学を許可する。

第25条 他の大学からの転学は、特別の場合を除きこれを許可しない。

2 前項の規定により転学を許可された者については、第10条の4第1項及び第2項並びに第10条の5の規定を準用する。

第26条 修業年限は、経済学部、経営学部、人文学部、法学部及び情報学部においては4年、薬学部においては6年とする。

2 在学年限は、経済学部、経営学部、人文学部、法学部及び情報学部においては6年、薬学部においては9年を超えることができない。

3 停学期間は、修業年限に算入しない。ただし1か月未満の停学の場合に限り、この期間を、修業年限に算入するものとする。

4 停学期間は、在学年限に算入する。

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 所定の納付金の納入を怠り、その督促をうけてもなおこれを納入しない者
- (2) 第21条第3項に定める休学期間を超えた者
- (3) 第26条第2項に定める在学年限を超えた者
- (4) 長期間に亘り行方不明の者

第5章 授業料その他の納付金

第28条 学生は、「松山大学納付金規程」の定めるところにより、所定の授業料及び教育充実費（以

下、併せて「学費」という。)を納入しなければならない。

2 一旦収受した学費は、「松山大学納付金規程」に別段の定めがある場合を除き、一切返還しない。

第29条 休学を許可された者は、「松山大学納付金規程」に定める在籍料を納入しなければならない。

2 休学を許可された者の学費については、「松山大学納付金規程」の定めるところによるものとする。

第30条 退学者の学費については、「松山大学納付金規程」の定めるところによるものとする。

第31条 証明手数料その他の手数料については、「松山大学納付金規程」の定めるところによるものとする。

第32条 教育職員免許状、司書資格及び司書教諭資格の取得に要する特別負担金については、別に定める。

第33条 学費の支弁が困難な者については、別に定めるところに従い、延納を許可することがある。

第6章 賞罰

第34条 特に他の模範となる行為があつた者は、これを表彰することがある。

第35条 本学の規則に違反し、その他学生としての本分に反した行為をした者は、別に定める規程により懲戒する。

第7章 職員組織

第36条 本学に次の職員を置く。

学 長	学 医
副学長	保健師
学部長	事務職員
教 授	
准教授	
講 師	
助 教	
助 手	

2 大学として必要な場合には、その他の職員を置く。

第8章 教授会

第37条 本学に、各学部教授会を置く。

第38条 本学に、全学教授会及び教学会議を置く。

第39条 全学教授会、教学会議及び各学部教授会に関する規程は、別に定める。

第9章 入学定員及び収容定員

第40条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

経済学部経済学科	入学定員	400人	収容定員	1,600人
経営学部経営学科	入学定員	340人	収容定員	1,360人
人文学部英語英米文学科	入学定員	110人	収容定員	440人
人文学部社会学科	入学定員	125人	収容定員	500人
法学部法学科	入学定員	215人	収容定員	860人
薬学部医療薬学科	入学定員	100人	収容定員	600人
情報学部情報学科	入学定員	120人	収容定員	480人

第10章 研究所，図書館等

第41条 本学に総合研究所を置く。

第42条 本学に図書館を置く。

第42条の2 本学に薬用植物園を置く。

第42条の3 本学にキャリアセンター，情報センター，国際センターを置く。

2 本学に学生支援室を置く。

第11章 研究生，委託生，科目等履修生，外国人留学生及び外国人聴講生

第43条 本学学生以外の者であつて，学部において特定の事項について研究することを希望するものについては，当該学部の教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

第44条 特定の機関又は団体等から学部における研修事項又は研修科目を定めて，その所属職員を本学に委託する願い出があつたときは，当該学部の教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，委託生として入学を許可することがある。

第45条 本学学生以外の者であつて，本学の授業科目の受講を希望するものについては，当該科目を開講する学部の教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，当該科目の履修を許可することがある。

2 前項の規定により本学の授業科目の履修を許可された者（以下「科目等履修生」という。）に対しては，第10条の規定に従い単位の認定を行う。

第46条 研究生，委託生及び科目等履修生の取扱いについては，それぞれ，研究生規程，委託生規程及び科目等履修生規程によるほか，その性質に反しない限り，本学則の規定を準用する。

第47条 外国人留学生及び外国人聴講生について必要な事項は，別に定める。

第48条 削除

第12章 単位互換

第49条 本学は，第10条の2の規定に基づき，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「協定大学」という。）との相互の交流と協力を促進し，教育内容の充実を図ることを目的として，単位互換協定を結ぶことができる。

2 本学学生で協定大学において授業科目を履修することが認められたものを，派遣聴講生（国内の

場合)又は派遣留学生(外国の場合)と呼ぶ。

3 協定大学の学生で本学において授業科目を履修することが認められた者を、特別聴講生(国内の場合)又は特別留学生(外国の場合)と呼ぶ。

4 前2項に定める聴講生及び留学生に関する取扱いについては、別に定める。

第13章 学年、学期及び休業日

第50条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第51条 学年を次の2期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

第52条 休業日は次のとおりとする。

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学開学記念日 5月29日

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月1日から9月20日まで

冬季休業 12月25日から1月7日まで

2 必要がある場合には、前項に定める休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第14章 寄宿舍、保健施設

第53条 本学に寄宿舍をおく。

第54条 本学に保健室をおく。

第15章 雑則

第55条 本学則の改廃は、関連する事項により、各学部教授会、教学会議又は全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

本学則施行に必要な細則は、別に定める。

本学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年4月1日)

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年4月1日)

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年4月1日)

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日)

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日)

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日）

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日）

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月1日）

本学則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日）

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日）

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

学則第7条については、昭和52年4月経済学部、経営学部入学の学生から適用する。

なお学則第12条については昭和53年3月卒業生より適用する。

附 則（昭和53年4月1日）

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

学則第7条については、昭和53年4月人文学部入学の学生から適用する。

附 則（昭和54年4月1日）

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日）

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

入学定員は、第40条の規定にかかわらず、昭和61年度から平成4年度までの間は次の通りとする。

経済学部経済学科 入学定員 400人

経営学部経営学科 入学定員 400人

人文学部英語英米文学科 入学定員 100人

人文学部社会学科 入学定員 120人

附 則（昭和62年4月1日）

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

法学部法学科の入学定員は、第40条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間は次の通りとする。

法学部法学科 入学定員 250人

学則第9条については、平成2年4月入学生より適用する。

学則第12条については、平成3年9月卒業生より適用する。

附 則（平成4年4月1日）

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

(1) 入学定員は、第40条の規定にかかわらず、平成4年度は次の通りとする。

経済学部経済学科 入学定員 450人

経営学部経営学科 入学定員 450人

人文学部英語英米文学科 入学定員 120人

人文学部社会学科 入学定員 140人

(2) 入学定員は、第40条の規定にかかわらず、平成5年度から平成11年度までの間は次の通りとする。

経済学部経済学科 入学定員 400人

経営学部経営学科 入学定員 400人

人文学部英語英米文学科 入学定員 100人

人文学部社会学科 入学定員 120人

附 則（平成5年4月1日）

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の一般教育科目については平成5年度在学生にも適用する。

学則第5条(3)については、平成2年4月入学生より適用する。

入学定員は、第40条の規定にかかわらず、平成5年度から平成11年度までの間は次の通りとする。

経済学部経済学科 入学定員 450人

経営学部経営学科 入学定員 450人

附 則（平成6年4月1日）

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の共通教育科目・一般教育科目の認知科学入門については、平成6年度在学生にも適用する。

学則第4条第3項の経営学部経営学科については、平成5年4月入学生より適用する。ただし、学部科目の英作文については、平成6年4月入学生より適用する。

学則第4条第4項は、平成5年4月入学生より適用する。

附 則（平成7年4月1日）

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の人文学部社会学科における共通教育科目・一般教育科目の社会学については、平成8年度在学生にも適用する。

附 則（平成9年4月1日）

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の健康文化科目及び第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の5、第10条の6、第49条については、平成9年度在学生にも適用する。

附 則（平成10年4月1日）

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の言語文化科目及び第4条第5項、第4条第6項については平成10年度在学生にも適用する。

学則第29条、第30条、第31条、第32条、第32条の2については、平成10年度在学生から適用する。

附 則（平成11年4月1日）

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の経営学部経営学科における学部科目のオセアニア研究については平成5年4月以降の入学生で平成11年度以降に履修する学生にも適用する。

学則第4条第6項については、平成10年度以前の入学生で、平成11年度より新たに司書教諭課程を履修する学生にも適用する。

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

学則第10条の2については、平成12年度在学生にも適用する。

- (1) 入学定員は、第40条の規定にかかわらず、平成12年度は次の通りとする。

経済学部経済学科 入学定員 438人

経営学部経営学科 入学定員 438人

人文学部英語英米文学科 入学定員 100人

人文学部社会学科 入学定員 120人

法学部法学科 入学定員 245人

- (2) 入学定員は、第40条の規定にかかわらず、平成13年度は次の通りとする。

経済学部経済学科 入学定員 426人

経営学部経営学科 入学定員 426人

人文学部英語英米文学科 入学定員 100人

人文学部社会学科 入学定員 120人

法学部法学科 入学定員 240人

- (3) 入学定員は、第40条の規定にかかわらず、平成14年度は次の通りとする。

経済学部経済学科 入学定員 414人

経営学部経営学科 入学定員 414人

人文学部英語英米文学科 入学定員 100人

人文学部社会学科 入学定員 120人

法学部法学科 入学定員 235人

- (4) 入学定員は、第40条の規定にかかわらず、平成15年度は次の通りとする。

経済学部経済学科 入学定員 402人

経営学部経営学科 入学定員 402人

人文学部英語英米文学科 入学定員 100人

人文学部社会学科 入学定員 120人

法学部法学科 入学定員 230人

附 則（平成13年4月1日）

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の経営学部経営学科における学部科目の情報社会論，マルチメディア演習，情報と職業については、平成12年4月入学生より適用する。

学則第4条第3項の人文学部英語英米文学科における関連科目の社会学特殊講義については、平成12年4月入学生より適用する。

学則第4条第3項の人文学部社会学科における関連科目の英語学概論Ⅰ，英語学概論Ⅱ，英米文学

概論Ⅰ，英米文学概論Ⅱ，Advanced Reading，比較文学Ⅰ，比較文学Ⅱ，英米文化特殊講義，理論経済学特殊講義については，平成12年4月入学生より適用する。

附 則（平成14年4月1日）

本学則は，平成14年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の経営学部経営学科における学部科目の検定簿記会計Ⅰ～Ⅶ，検定税法Ⅰ～Ⅶ，経営学部特別講義については，平成12年4月入学生より適用する。

学則第4条第3項の法学部法学科における関連科目の経営コース特殊講義については，平成12年4月入学生より適用する。

附 則（平成15年4月1日）

本学則は，平成15年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の経営学部経営学科における学部科目の国際コミュニケーション・スキルズ，国際ビジネスコミュニケーションについては，平成12年4月入学生より適用する。法学部法学科の収容人数は，第40条の規定の通りとする。

附 則（平成16年4月1日）

本学則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

本学則は，平成17年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の言語文化科目における言語文化上級科目の外国語検定Ⅰ，外国語検定Ⅱについては，平成14年4月入学生より適用する。

学則第4条第3項の経営学部経営学科における学部科目の検定経営学Ⅰ～Ⅶ，情報資格Ⅰ・Ⅱ，流通資格Ⅰ・Ⅱについては，平成12年4月入学生より適用する。

学則第4条第3項の人文学部英語英米文学科及び同社会学科における科目の社会学，社会福祉原論，老人福祉論，障害者福祉論，児童福祉論，公的扶助論，社会福祉援助技術論，医学一般，介護概論，社会福祉援助技術演習，社会福祉援助技術現場実習，社会福祉援助技術現場実習指導については，平成17年度在学生にも適用する。

附 則（平成18年4月1日）

本学則は，平成18年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の経営学部経営学科における学部科目の検定簿記会計Ⅷ～Ⅹ，検定税法Ⅷについては，平成12年4月入学生より適用する。

学則第7条第2項の人文学部英語英米文学科における関連科目の修得すべき単位数については，平成17年4月入学生より適用する。

学則第7条第2項の人文学部社会学科における関連科目の修得すべき単位数については，平成17年4月入学生より適用する。

附 則（2006（平成18）年7月13日）

本学則は、2006（平成18）年7月13日から施行する。

附 則（2007（平成19）年4月1日）

本学則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則（2008（平成20）年4月1日）

本学則は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則（2009（平成21）年4月1日）

本学則は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則（2010（平成22）年4月1日）

本学則は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則（2011（平成23）年3月10日）

本学則は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

附 則（2011（平成23）年3月17日）

本学則は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

(1) 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2012（平成24）年度は次の通りとする。

薬学部医療薬学科 入学定員 100人 収容定員 900人

(2) 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2013（平成25）年度は次の通りとする。

薬学部医療薬学科 入学定員 100人 収容定員 840人

(3) 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2014（平成26）年度は次の通りとする。

薬学部医療薬学科 入学定員 100人 収容定員 780人

(4) 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2015（平成27）年度は次の通りとする。

薬学部医療薬学科 入学定員 100人 収容定員 720人

(5) 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2016（平成28）年度は次の通りとする。

薬学部医療薬学科 入学定員 100人 収容定員 660人

附 則（2012（平成24）年3月23日）

本学則は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

学則第4条第5項については、2012（平成24）年4月以降の編入学生にも適用する。

附 則（2013（平成25）年3月21日）

本学則は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則（2015（平成27）年3月13日）

本学則は、2015（平成27）年4月1日から施行し、2015（平成27）年度在学生にも適用する。

附 則（2016（平成28）年3月30日）

本学則は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の人文学部社会学科における社会学科科目の精神保健学、関連科目のスクールソーシャルワーク演習、スクールソーシャルワーク実習指導、スクールソーシャルワーク実習について

は、2016（平成28）年4月在学生にも適用する。

附 則（2017（平成29）年2月17日）

本学則は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

学則第4条第3項の経営学部経営学科における経営学部科目の情報資格Ⅲ～Ⅴについては、2017（平成29）年4月在学生にも適用する。

附 則（2017（平成29）年12月21日）

本学則は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則（2019（平成31）年2月7日）

本学則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則（2019（令和元）年7月2日）

1 本学則は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

2 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2020（令和2）年度は次のとおりとする。

経済学部経済学科 入学定員 400人 収容定員 1,570人

経営学部経営学科 入学定員 400人 収容定員 1,570人

人文学部英語英米文学科 入学定員 110人 収容定員 410人

人文学部社会学科 入学定員 125人 収容定員 485人

法学部法学科 入学定員 215人 収容定員 845人

3 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2021（令和3）年度は次のとおりとする。

経済学部経済学科 入学定員 400人 収容定員 1,580人

経営学部経営学科 入学定員 400人 収容定員 1,580人

人文学部英語英米文学科 入学定員 110人 収容定員 420人

人文学部社会学科 入学定員 125人 収容定員 490人

法学部法学科 入学定員 215人 収容定員 850人

4 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2022（令和4）年度は次のとおりとする。

経済学部経済学科 入学定員 400人 収容定員 1,590人

経営学部経営学科 入学定員 400人 収容定員 1,590人

人文学部英語英米文学科 入学定員 110人 収容定員 430人

人文学部社会学科 入学定員 125人 収容定員 495人

法学部法学科 入学定員 215人 収容定員 855人

附 則（2020（令和2）年4月30日）

本学則は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

附 則（2020（令和2）年12月10日）

本学則は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

附 則（2022（令和4）年2月21日）

本学則は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

ただし、2021（令和3）年度以前に入学した学生が経済学部経済学科において修得すべき専門応用科目群及び地域専門科目群の単位数（学則第7条第2項）については、なお従前の例による。

附 則（2022（令和4）年5月27日）

本学則は、2022（令和4）年5月27日から施行し、2022（令和4）年4月1日から適用する。

ただし、2021（令和3）年度以前に入学した学生に関する別表(2)については、なお従前の例による。

附 則（2023（令和5）年12月20日）

本学則は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

附 則（2024（令和6）年12月20日）

1 本学則は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

ただし、2024（令和6）年度以前の入学生については、なお従前の例による。

2 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2025（令和7）年度は次のとおりとする。

経営学部経営学科 入学定員 340人 収容定員 1,540人

情報学部情報学科 入学定員 120人 収容定員 120人

3 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2026（令和8）年度は次のとおりとする。

経営学部経営学科 入学定員 340人 収容定員 1,480人

情報学部情報学科 入学定員 120人 収容定員 240人

4 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2027（令和9）年度は次のとおりとする。

経営学部経営学科 入学定員 340人 収容定員 1,420人

情報学部情報学科 入学定員 120人 収容定員 360人